

## 台湾PL法の問題点と今後の課題

日本PL法との相違を手かがりとして

施 文 華\*

### The issues and the tasks of the law on product liability in Taiwan

SHIH Wen-Hua\*

In the modern era of mass production, mass selling, mass consumption, and high technology, the consumer or user cannot easily judge the damage to life, body or possessions hidden in defective products. Thus, the issue of product liability is a most important issue.

Because many large scale medicinal and food product accidents occurred from the 1950s through the 1970s in Japan, the question of product liability became a serious social issue .As a result, the Japanese Product Liability Law was finally passed in 1994.

In Taiwan many product accidents also occurred during 1970s and up until the middle of the 1980s. Although there is no independent Product liability law as in Japan, the matter was included in the Consumer Protection Law that was also passes in 1994.

In considering the differences between the Japanese PL law and the Taiwanese law ,this paper, focuses on three issues: 「the scope of manufactured goods」, 「the causal relationship between defect and damage」 and 「the exemption clause」 The paper consider what the Taiwanese should learn form the Japanese law.

#### はじめに

B : ソフトウェア

C : サービス

#### 日台PL法の相違点

2・2 欠陥及び立証責任

2・0 法律構成の相違

( 1 ) 欠陥の定義

2・1 製造物の範囲

( 2 ) 欠陥の種類及び判断基準

( 1 ) 動産

( 3 ) 立証責任

A : 農林水産物

B : 人体臓器、血液、血液製剤、ワクチン

2・3 免責事由

C : 中古品

( 1 ) 完成品の製造者

D : 部品、原材料

( 2 ) 部品・原材料の製造者

( 2 ) 不動産

( 3 ) 無体物

A : 電気、磁気、放射線

\* 名古屋大学大学院国際開発研究科博士後期課程

## 主要な相違点と今後の課題

### 3・1 主要な相違点

- (1) PL法の成立と目的
- (2) サービス
- (3) 未加工農林水産物
- (4) 「欠陥」をめぐる定義、判断基準や立証問題
- (5) 部品・原材料等の製造業者

### 3・2 今後の課題

- (1) 第一次産業の免責抗弁
- (2) 「サービス」の定義及び範囲の明確化
- (3) 「欠陥」等の推定規定
- (4) 部品・原材料製造者の免責事由
- (5) 民事訴訟法上及び事故原因究明機関等の整備

注

参考文献

参考資料

## はじめに

現代の高度工業化社会においては様々な消費者問題が生じる。中でも最も深刻なものの一つは、製造物責任 (Product Liability、以降「PL」という) であろう。PLとは消費者が欠陥商品により、生命、身体や財産に被害を被った場合に生産者に対して損害賠償を追及することである。

PL法登場前、従来 of 債務不履行責任や瑕疵担保責任では、消費者と製造者との間に契約関係が存在しなければ、被害者は製造業者に対して損害賠償を直接請求できない。また不法行為法では、契約関係の存在が要件ではないものの、被害者が商品に関する専門知識を持たない状況で、加害者たる製造者の過失を証明しなければならない。従って民法による製造者への責任追及はいずれも困難になる。

そこで消費者を効果的に救済するために、日本や台湾等では、PL分野においてこうした民法上の制約から逃れ、無過失責任主義に移行し「欠陥」を要件とする新たな責任ルールが導入された。換言すれば、「過失無ければ責任無し」という加害者の主観的「過失」から、製品の客観的「欠陥」へと変更された。即ち、PLが従来 of 過失責任の枠内を越え、無過失責任にへとかわったのである。

日本では、1950年代後半以降、医薬品、食料品の欠陥による大規模で悲惨な消費者被害事件が続発し、社会問題として注目を浴びるようになった<sup>1)</sup>。その後、長年にわたってPLをめぐる議論を通して、ついに1994年6月、製造物責任法 (以降PL法という) が成立し、1995年7月1日から施行されるに

至ったのである。

台湾では、1970年代以降、経済発展が進み、国民の生活水準が次第に上昇し、消費活動も盛んに行われるようになった。1978年の米糠油中毒事件<sup>2)</sup>を皮切りに、台湾では次々と大規模な消費者傷害事件が発生した。80年代に入り、消費者権利意識や消費者運動が高まるにつれ、国民は次第にPLに関心を寄せるようになってきた。こうした流れの中、1994年1月に「消費者保護法」(以降、「消保法」と略称)が成立し施行されるようになった<sup>3)</sup>。

台湾のPLは、同消保法の第2章7条から10条にかけて定められており、責任要件としては日本のPL法と同じく主観的過失から製品の客観的欠陥に変更された(但し、『欠陥』のかわりに『危険』という用語が用いられている。また、台湾の消保法と日本のPL法その法体系構成の相違については、後ほど2・0『法律構成の相違』で考察することにするため、ここでは扱わない)。

国際貿易が盛んな現在において、台湾と日本の両国の間では、貿易パートナーとして経済的依存度が高いことから、商取引上、両国のPL規制における相違、特に農林水産物における加工、未加工の区別、不動産、サービス等の扱い、または欠陥、因果関係等をめぐる立証問題や、製造業者の免責事由等による貿易摩擦が、今後相次いで起こる可能性が十分であると考えられる。

台湾や日本のPL法は、新しい法制であり両者の基本的法理に類似するところが少なくはないが、実体法上の規定や実務上の運用において、それぞれ独自の特徴や優劣を有し論議すべきところが多い。いままで台湾では日本のPL法を条文別に紹介した研究

が多かったが、争点別により両国PL法の相違についての検討が十分であるとはいえない。従って、本稿では、台湾の消保法におけるPLを取り上げ日本のPL法を手掛かりとしつつ、日本のPL法制定前に大いに議論された「製造物の範囲」、「欠陥及び立証責任」、「免責事由」という三つのポイントに絞り、両法の相違点を明らかにすることによって台湾のPLにおける問題点及び今後の課題を検討していく。

本稿では、日台のPL法における相違点を研究することにより、台湾のPL法の問題点、実務上の運用において注意すべき点、また日本のPL法における台湾が見習うべき点を検討する。このような分析を通して今後台湾のPL法制の改正や、両国におけるPL法制に関連する貿易摩擦問題等の解決の糸口として、助言を提示することが本稿の目的である。

## 日台PL法の相違点

### 2・0 法律構成の相違

本稿は、日本と台湾のPL法の相違に焦点を当てて検討するものであるが、それに先立ち両者の法体系の相違をみておく必要がある。即ち、一般に消費者保護法は、広告、表示及び安全の三つの法益をめぐって議論されるが、PL法は最後の安全のみに係る問題であり、現に日本のPL法は、この問題に限定して取扱っている法典である。

しかし、ここで注意すべきなのは、台湾の消保法は、取扱っている内容が安全問題だけに限定されておらず、厳密に言えばPL法に相当なものではないという点である。

まず、台湾の消保法全体の編成は、第1章は総則、第2章は消費者権益、第3章は

消費者保護団体、第4章は行政監督、第5章は消費者争議の処理、第6章は罰則、第7章は付則など、全7章64ヶ条で構成されている。その内容は民事実体法（第2章）、民事手続法（第5章）及び行政法（第4章）など、三つの法領域が含まれている（朱1999：b：13）。

台湾の消保法の目的は、同法1条が示すように「消費者権益の保護を図り、国民消費生活の安全促進と品質向上に寄与するものである（後略）」とされている。従って同法の構成は、PL法のような実体法のみならず、訪問販売・月賦販売や約款条項等、いわゆる特定商取引上において常に起きる消費トラブルに対して、消費者が契約の取消権や契約条項の無効を主張できる権利や、また消費者団体による団体訴権等も規定している内容である。

また同消保法には、手続法及び行政法の規制も含んでおり、それにより事業者、消費者、政府の三者における責任範囲を明確に定めており、消費安全及び消費権益を向上するように情報提供の努力義務（同法3、4、5条）が付けられていることがみられる。

以上のことから、台湾の消保法は日本のPL法と異なり、単に個別業法ではなく包括的な法律である法性格を有すると思われる（この意味では、台湾の消保法に近い日本の法律は、2001年4月1日から施行され、主に消費者保護を目的とする『消費者契約法』であるといえるであろう）。

以上のように、台湾の消保法と日本のPL法における法構造の相違は明らかであり、台湾のPL法は、消費者契約法、消費行政などが全て含まれる大法典の中の第2章7条

から10条までの条文を指し、消費者保護に関する消費者保護法という包括的な法律の一部をなすものであり、これに対して日本のPL法は、事業者を含む被害者保護を目的とする単行法であるといえる。

だが、台湾の消保法と日本のPL法は、法体系の構成が異なっているものの、日本と台湾のPL法はともに製品安全に焦点を当て、PL規範としてほぼ同一の機能を果たしてきたものであると考えられる。とはいえ、日本と台湾におけるこの両法がほぼ同じ機能を果たしつつも、詳しくみれば少しずつ異なる規定を有する。よって、本稿では、「製造物の範囲」、「欠陥及び立証責任」および「免責事由」の三点に絞って検討していくことによりその相違を探ることとする。

なお、本稿では台湾の消保法におけるPL規範を「台湾法」、日本のPL法を「日本法」と呼ぶことにする。また、当該両法制に責任要件としてそれぞれ「危険」、「欠陥」が用いられているが、ここでは「欠陥」という用語を一律に使用する。

## 2・1 製造物の範囲

### （1）動産

#### A：農林水産物

日本法第2条1項には「製造物とは、製造又は加工された動産をいう」とある。従って農林水産物は動産であり、製造物責任の対象となることは疑いない。また日本法において製造物の範囲が「加工」に限られている以上、「未加工」の農林水産物は排除されていることは明らかであるが、当初こうした未加工農林水産物が日本法で排除され理由は、第14次国民生活審議会消費者政策部会最終報告<sup>4)</sup>（以下『国生審最終報告』

と略す)によれば、以下の通りである。

農林水産物は基本的に自然の力を利用して生産が行われるものであり、高度に加工された工業製品とは生産形態に著しい差異があること。

自然の中で農林漁業者が行う生産について過度の危険管理力を求めることは、酷であると考えられること。

農林漁業者が特定できない場合に責任主体を供給者とする、供給者の負担が大きくなりすぎ、あくまで農林漁業者を責任主体とすると生産者の特定の為に膨大な商品管理コストがかかること。

EC諸国においてPL立法が行われた国のうち、未加工農林水産物を製造物責任の対象としているのはルクセンブルクだけであることから、未加工農林水産物を製造物責任の対象とすることは適当ではないとされたこと。

他方、現代における農林水産業が工業化されつつある以上、「加工」と「未加工」との区分が次第に困難になっているため、当該業者も製造物責任の対象とすべきである、という指摘がなされたものの(松本1994: 23 - 24)、結果的には日本法にはこうした意見は盛り込まれなかった。

この点に関しては立法者は「未加工と加工の境界はもともと不明な以上、最近はますます曖昧化する傾向がある。両者をどのように区別するかという問題については、出来る限り明確にその区分が分かるように努めなければならないのは当然であるが、最終的には実際の制度運用の積み重ねに委ねざるを得ないものと考えられる」という考慮を示したのである。

他方、台湾法においては商品が「加工」、

「未加工」に区分されていないため、未加工農林水産物が台湾法の対象になるか否かは不明である。だが、台湾法の起草段階において、立法理由として以下のようなコメントがなされている。即ち「農林漁牧等の産物は消費者の生活に深くかわり、消費者権利を確保するために当該農林漁牧等の業者が提供した農林漁牧産物も本法の対象とすべきである」(朱1999: 84 - 86)。従って、台湾法では、第一次産業者も「加工」、「未加工」を問わず、製造物責任を負うべきであると解されている。

B: 人体臓器、血液、血液製剤、ワクチン

医療事業にかかわる人体臓器、血液、血液製剤およびワクチンについては台湾法では言及されておらず、その立法理由も見られない(邱1996: 203)。よってそれらの「物」により被害が生じた際に、提供者は果たして台湾法上の責任を負うべきであるかは問題である。以下、日本法において当初それらを同法に入れるか否かについてなされた論議を見ながら検討していこう。

人体臓器、血液

血液、臓器などは人体から分離された場合に動産になるという理解が通常である以上、PL法の対象になりうる。だが、これらは、そもそも製造して得られるものではないし、使用目的も極めて限られていることなどを考えると、その提供者に本法の責任を課することは適当であるとは言いがたいため、日本法の対象とはなっていないといえよう(山本1996: 23 - 25)。

他方、台湾法の場合、台湾では人体臓器の摘出や移植、献血などの活動が長く続いてきた。1987年に「人体器官移植」条例が公布して以来、こうした活動は更に盛んに

なってきたため、移植に用いる臓器が、同法の対象となる商品に当たるかは論議すべき余地がある。

即ち、台湾法においては人体臓器や血液について明確に規定されていないものの、医学の進歩の寄与や国民健康の向上に配慮した場合、人体臓器または血液が製造物責任の対象となるべきではないと考えられる。従って、救命のために臓器または血液を提供する者に対して同法の責任を負わせないと解すべきであろう。

#### 血液製剤、ワクチン

病気の治療、手術の際に行われる輸血に使用される血液製剤<sup>5)</sup>は、日本法の立法の際に当初は「全血製剤」、「血液成分製剤」を製造物責任の対象とするか否かに関して論議がなされた（『血漿分画製剤』は高度な加工処理が加えられた製品と認められることから、本来製造物の対象とされる）。後にこの三種類の血液製剤は全て製造物に該当するものと認められた。その一方で、これらに関する事業者を負わせる責任があまりにも過酷であると考えられ、それを緩和するために輸血用血液製剤の欠陥判断に当たっては、製品の特性等の事情を総合的に考慮する必要があるとして立法者が次のような統一見解を示した。即ち

生命の危機に際して使用されるもので、他に代替する治療法がなく、極めて有用性が高いこと。

輸血によるウイルスなどの感染や免疫反応などによる副作用が生ずる恐れがある旨の警告表示がなされていること。

輸血用血液製剤は世界最高水準の安全対策を講じた上で供給されているが、その危険性を技術的に完全には排除できない

こと（国生審最終報告）

従って、上記見解の趣旨は、輸血用血液製剤を製造物として扱うことにするとともに、事故時の科学技術の水準のもとで、技術的に処理や検査により排除できないウイルス感染や免疫反応による副作用は日本法上の「欠陥」に該当しないことになっている、というものである。

ワクチンについては次のとおりである。ワクチンの中には、基本的に加工処理しないウイルスや細菌を人体に接種する「生ワクチン」と病原微生物を薬剤等により加工処理される「不活化ワクチン」の二種類がある。本法の検討の際に、後者の不活化ワクチンは本法の対象となることは明らかであるが、前者の生ワクチンに関する論議は前述した輸血用血液製剤の場合と同じく活発に行われていた。結局、輸血用血液製剤を本法の対象に含める理由と同じく、生ワクチンと不活化ワクチンともに本法の対象とされることとなった。

前述のとおり、台湾法ではこれらについて言及されていない。しかし、血液製剤またはワクチンは、前項における人体臓器または血液とは異なり、事業者より何らかの加工を加えているものであり、その潜在的な「危険性」の管理能力を向上させるために、危険責任・報償責任・信頼責任の法理に基づき事業者らを法的に厳格に規制すべきであると思われる。

#### C：中古品

中古品の場合、製造業者の責任の有無については、長瀬（1999）によれば以下の三項のことを踏まえて判断されるべきである。即ち、

以前の使用者の使用状況によりその欠陥

が生じたのか否か。

中古品販売業者の改造や修理をしたことによりその欠陥が生じたのか否か。

最初に流通時点に既に存在したのか否か。

と の場合は、不法行為責任であり本法の範囲ではない。 の場合は、日本法2条2項によって製品を流通に置かれた時点で欠陥があった場合、その製造業が製造物責任を負うことを意味しており、その製造業者が本法に基づいて責任を負うことはいうまでもない。

台湾法の場合、中古品については言及されていない。同法第7条1項から、本法の責任を負う者は「商品の設計、生産、製造やサービスの提供に従事する企業経営者」のみにとどまり、中古品業者は含まれていない。また消保法施行細則第4條「本法第7条のいう『商品』とは、取引目的物である動産または不動産をいい、最終完成品、部品、原料等を含む」という規定から、中古品は同法のいう「商品」ではないとみられる。そのため、中古品は台湾法の対象ではないと解すべきである、という指摘がある（林1996：202）。

ところが、前述の 、いわゆる以前の使用者の使用状況による欠陥で、被害が生じた場合においては、商品の設計、生産、製造者等に責任を問わないことはもちろんであり、または、前述の の場合、最初に商品を流通に置かれた時点では、欠陥が既に存在していれば、商品の設計、生産、製造等の業者らが製造物責任に基づいて責任に問われるのはいうまでもない。

しかし、前述の 、即ち中古品販売業者の改造や修理による欠陥で被害が生じた場合においては、台湾法の第8条2項に「前項

のいう販売業者が、自ら商品を改装・分装したこと、またはサービスの内容を変更した場合、前条の第7条の企業経営者とみなす」という規定から、それらの業者には不法行為責任を負わせるのではなく、製造物責任を負わせるものであると解すべきであろう。即ち、中古品は中古品販売業者によって点検や整備がなされる場合が多く、マニュアルや警告ラベルが紛失していることも多い。このような事情から、被害者にとって新品と比べて欠陥を証明することが困難であるため、中古品販売業者に不法行為責任を負わせるより、製造物責任を負わせることが被害者の立証負担を減少しうるのである。

従って、台湾法の場合において中古品販売業者が、自ら商品を改装・分装したこと、またはサービスの内容を変更した場合、前条の第七条の企業経営者とみなし、同法の責任に問われる以上、中古品は同法の対象になっていると解すべきである。

D：部品、原材料

現代社会において製造・販売される製造物の殆どは、単一の原材料によるものは別として、例えば電気製品、航空機、自動車や機械設備などのように複数の部品や原材料を組み合わせて製造又は加工して完成品として販売されているものである。これらの部品や原材料もPL法上の製造物にあたる限り、その製造業者らが製造物責任を負うことになるであろう。

従って、日本法第2条第1項では部品や原材料が本法の製造物に含まれているとは言及していないが、部品や原材料が製造又は加工された動産である限り、日本法の製造物の対象になり、その部品または原材料

の製造業者が日本法上責任を負う可能性があると考えられる。

他方、台湾法の場合は、施行細則第4条により、「本法第7条のいう『商品』とは取引目的物である動産または不動産をいい、最終完成品、部品、原料等を含む」とされ、部品や材料は明らかに台湾法の対象となる。

## (2) 不動産

日本法の制定の論議過程では、不動産を製造物責任の対象とすべきだという提案があった<sup>6)</sup>。長瀬(1999:24)によれば、その理由は次のとおりである。

欠陥商品をめぐる過去の裁判事例で最も多いのが欠陥不動産関連の損害賠償事件である。にもかかわらず、不動産を除外したのでは、最もニーズのあるところに保護が与えられなくなる。

分譲業者自身が不動産を建設していない場合には、買主は建設業者の契約責任を問うことができない。

不動産の所有者や占有者に無過失責任を課す民法第717条の土地工作物責任は、不動産の所有者や占有者に被害が生じた場合には適用されない。

第三者が被害者となった場合、民法の土地工作責任によって消費者である現在の所有者や占有者は無過失責任を負うことになるのに、建築業者や造成業者は過失がなければ責任を負わないことになり、バランスを失する。

要するに不動産の欠陥により損害を受けた被害者は、従来の土地工作物責任に基づきその不動産の所有者や占有者に損害賠償を求めることができる。しかし、不動産の所有者や占有者自身が不動産の欠陥により損害を受けた場合には、土地工作責任を適

用しえないこと、また不動産の欠陥により隣の者に被害を与えたような場合に、土地工作物責任に基づき建築業者等は過失なければ責任がないのに、消費者であるその不動産の所有者は無過失であっても賠償責任を負わされることになることから、日本法が不動産を排除したのは法的衡平を失いかねない、という指摘がある(加藤1994:19 20, 151 152)。

しかしながら、結論として立法当局がこれらの意見を採用せずに、日本法第2条第1項では不動産については除外された。その理由は国生審最終報告によれば以下の通りである。

紛争の大部分が契約当事者間で定め得る目的物自体の性能に関するものであり、契約責任で対応が可能なこと。

第三者の被害については、土地工作物責任によりその被害者の保護が図られていること。

製造物責任が妥当する分野として、大量生産、大量消費という形態が当てはまる最終製品たる動産が一般に考えられること。

EC諸国でも不動産は製造物責任の対象とはされていないこと。

これに対して、台湾法の施行細則第4条は「本法第7条のいう『商品』とは取引目的物である動産または不動産をいい、最終完成品、部品、原料等を含む」と規定しており、台湾法上は不動産は商品の対象となる。台湾法には日本の製造物責任法案を参照し制定したものであるという立法趣旨が記載されているが(朱1999:81) ところでいう製造物責任法案とは日本法が制定されるまでの各立法提案を指すと考えられる(本



文注6を参照)

即ち、台湾法では、日本の各立法提案の主張を取り入れて不動産も商品の範囲に含まれるとされる。台湾では80年代半ばから、建設業者による欠陥のある輻射屋(原子輻射に汚染された鋼筋鉄の使用)や海砂屋(海岸で採る砂を建築用材に使用)等の不動産問題が相次いで浮上し、深刻の社会問題になっている。台湾の民法における191条・土地工作責任や354条・瑕疵担保責任<sup>7)</sup>による規制では現状に十分対応できなくなったため、これに対し不動産を消保法の対象にすることによって消費者保護を一層図ることができると考えられる。

### (3) 無体物

#### A: 電気、磁気、放射線

日本法の場合、電力等の無体物が製造物に当たるか否かについては次のように考えられる。即ち、製造物の欠陥による被害者を救済するために、民法の過失責任を特に無過失責任へと転換するものであるから、その適用対象の無原則な拡大には慎重になるべきである。電力等の無体物に対しては民法の契約責任でそれを規制することで十分であり、またPL規範にこうした無体物を盛り込まないとしても、それによって消費者の救済に害を与えることはない。以上のような理由により日本法ではPLの対象に無体物を含むことは否定されている(山本1996: 30)。

台湾法の場合はこの点に関して明確に言及していないが、肯定説のほうが有力である。即ち台湾の民法において「物」の概念について規定していないが(施1987: 175 - 177)、排他的支配できる電力等の無体物は台湾の刑法第323条<sup>8)</sup>の規定を参考にし、製

造物責任の対象になりうるとされる。

#### B: ソフトウェア

日本法においてソフトウェアは無体物であり、本法にいう「動産」ではないために、本法における製造物の対象とはなっていないといえよう(長瀬1999: 23)。但し、ソフトウェアを組み込んだ製造物は本法の対象と解される場合がありうる。ソフトウェアの不具合が原因でその製造物による事故が発生した場合、ソフトウェアの不具合が当該製造物自体の欠陥と解され、その製造業者に本法に基づく損害賠償責任が生じる。

台湾法上はこれに関しては言及されておらず、学説においても未だ定着していないようである。台湾法施行細則第4條に「本法第7条のいう『商品』とは、取引目的物である動産または不動産をいい、最終完成品、部品、原料等を含む」と規定していることから、ソフトウェアを所収したIC・CD-ROM・フロッピーディスク等は動産であり、取引商品とみなすことが可能であるため、機械に欠陥のあるソフトウェアが組み込まれ、それが原因となって機械が誤作動して操作者がけがをした場合、その機械の製造業者だけではなく、ソフトウェアの製造者にもPL責任を負うべきであると考えられる。

#### C: サービス

サービス、いわゆる第三次産業は現代の我々の生活において、その内容も多様化し、取引数も増加してきたものである。例えば日常的に利用されるものだけを取り上げてみても旅行、学校、金融、医療、美容、不動産売買の仲介等があり、これらのサービスに欠陥があったため、利用者に損害が生じた事例も増えるようになってきたといえ

る(升田1997:234)。

従って90年代のはじめ、各提案の中に販売業者、リース業者、賃貸業者、梱包業者、運送業者、倉庫業者、修理業者、設置取り付け業者等を本法の対象とするべきであると主張したものが多かった(松本1994:28)。

ところが、最終的には日本法はサービスをその対象としなかった。その理由は国生審最終報告によれば次のとおりである。

サービスは多種多様である上、それぞれを物の製造や加工と同様に画一的な扱いをすることが困難であること。

サービスの提供者と利用者との間に直接的な契約関係が存在しており、利用者が被害を受けたとしても、まずその契約関係に基づいて責任を追及することが出来ること。

サービスの中にはその欠陥により、人の生命・身体に対する危険が生じる事態が少なく、その危険性の内容・程度は低いため、提供業者に対して一律に本法を負わせるべき根拠が乏しいこと。

台湾法においては同法の第7条に商品と共にサービスも適用対象とされているが、具体的な内容は同法または施行細則に見られず、立法理由も不明なままになっているため、適用上において様々な問題が生じている。例えば、医療過誤行為については次のような判決がある。台湾台北地裁1997年度訴字第1326号民事判決では「(前略)消費者保護法に商品またはサービスの定義に関して規定なされていないにもかかわらず、もし企業経営者が提供した商品またはサービスが消費者の健康や安全に係わるものならば...国民消費生活の質や安全を向上するために、本法の対象となるべきである。(中

略)被告は本法に規制されているサービス業者に対してはその『標準化』という条件が必要であると主張したが、消費者保護、国民消費生活の促進という本法の立法趣旨からして、当該被告の抗弁を支持する根拠があるとは謂い難い。(後略)」とされる(劉1998:37)。

また台湾台北地裁1996年度訴字第5125号民事判決においては、「(前略)医療サービス行為は商品の売買取引ではなく、専門技術的サービスであり、その提供過程において安全性を確保することが出来ないことが実態であるにもかかわらず、それは国民生活、健康衛生にかかわることから、消費者保護法の対象となるべきであるといわざるを得ない。(中略)医療サービス行為には、不可知な危険があるからこそ、その提供者に高度注意義務を負わされざるを得ないこととなる」とされる(劉1998:21)。

従ってこのような判決や条文を踏まえれば、商品に係わるサービス業者、例えば運輸業者、流通業者、百貨業者は台湾法の対象となることはもちろん、商品に係わることのないサービス業者、いわゆる飲食業者、ホテル業者、及び医療サービス業等も基本的に台湾法の対象となっている。

なお、台湾法のように多様なサービスをPL法の対象として一律に無過失責任を課することが世界各国の立法例においても極めて稀であり、それは適当であるか否かは、検討すべき事項である。

サービスが台湾法の対象となった理由としては、「2・0法律構成の相違」において既に述べたように、同法は消費者保護を着眼とするため、新しい特定商取引に対しても規制を加えようとして、包括的に網羅す

る法性格を有するものだからである。従って、従来、民法におけるサービス業者に対する規制不足を補完するために、サービスも同法の対象としたと考えられる。

なお、サービスが日本法の対象から除外されたにもかかわらず、2001年4月に施行された消費者契約法は、その適用範囲において労働契約を除いて、あらゆる契約関係が対象とされている。そのため、サービスに関する契約関係も含まれることはいうまでもない。これは、まさに「PL法と合わせて、これで二つセットでハード、ソフトの両面から消費者法が成立した意義が大きい」<sup>9)</sup>ということができよう。

このように法の構造からして、法的射程範囲が製造物に限られており、主に被害者保護を着眼とする日本のPL法と比べれば、消費者保護を図る台湾の消保法におけるPL法は、その適用範囲がサービスまで拡大することになっている。これは両国のPL法において最も大きな相違点であるといえよう。

## 2・2 欠陥及び立証責任

### (1) 欠陥の概念

「欠陥」については日本法の立法の際に明確に定義すべきか否か、また欠陥を判断するに必要な判断要素をできる限り条文化するか否か等の問題が、争点となっていた(升田1997: 316 - 318)。だが、国生審最終報告によれば最終的には次のような理由に基づいて現行法の文脈となった。

製造物責任は国民生活、経済活動に重要な影響を及ぼす民事基本法としての性質のある制度であり、その基本的な要件である「欠陥」の内容ができるだけ明確で、法律実務家のみならず、一般的にも容易

に理解できるようにする必要があること。定義を設ける場合は多種多様な製品事故に製造物責任を適切・柔軟に適用でき、法的な安定性を確保でき、実務上も有効であること。

製品にはそれぞれの特性があり、製品の種類、損害態様、損害内容等により、欠陥の判断が異なるために、法律上これを明確することは実際に極めて困難であること。

欠陥判断をめぐって考慮事情をできる限り明確にしようとする、逆にその立証責任を負う被害者にとっては立証負担が重くなる。一方、製造業者にとって有利となる可能性が生じること。

以上のように日本法においては商品にどのような安全性を欠いている場合に、欠陥と評価しえるのか、またどの程度の危険があるものを欠陥があると考えるか、ということを一に条文に明示するよりも、むしろ実務上の運用に委ねるほうが適当であると考えられたため、日本法ではEC指令<sup>10)</sup>のように三項目だけに絞って例示した。

台湾法の場合は「欠陥」について、施行細則第5条1項において「商品は市場におかれ、またはサービスは提供された時点において、『通常合理的に期待される安全性を欠いている』場合、本法第7条第1項の謂う『安全または衛生上の危険』に当たる…」と記されている。

また同条2項においては「次の事情を考慮して、前項にいう通常合理的に期待される安全性を欠いていることを言う。商品またはサービスの表示、説明。商品またはサービスの合理的に期待される使用や受容。

商品は流通に置かれ、またはサービスは

提供された時期」と規定している。

従って台湾法でも、施行細則5条2項において欠陥判断の考慮事情として「商品またはサービスの表示、説明」、「商品またはサービスの合理的に期待される使用や受容」、「商品は流通に置かれ、またはサービスは提供された時期」という判断要素を例示しており、「通常合理的に期待される安全性を欠いている」場合、欠陥があるとされる。これらの規定が、EC指令とほぼ同様になっており、判断要素について日本法とはほぼ異なるものであるということができる<sup>11)</sup>。

## (2) 欠陥の種類及び判断基準

欠陥の種類及び判断基準については、台湾法は日本法と同様に言及していない。従って台湾と日本の学説においては、アメリカのPL理論における「設計上の欠陥」、「製造上の欠陥」、「指示・警告上の欠陥」を参考に三種類に分けて論述したものが殆どである<sup>12)</sup>。それは台湾法と日本法のように、欧米のPL法理に従い継受した結果であるため、共通な法理となっているものであると考えられる。

なお、欠陥の判断基準については、「標準脱逸基準」、「消費者期待基準」、「危険効用基準」の三つに分けて説明される。即ち

「標準脱逸基準」とは安全性に関する規格から外れていることをもって欠陥を認定するものである。

「消費者期待基準」とは消費者の期待する安全性を欠いているときに欠陥があるとされるものである。

「危険効用基準」とは危険性が効用性を上回る時に欠陥があるとされるものである<sup>13)</sup>。

## (3) 立証責任

製造物責任における立証問題については、日本法において明文化されていない。民事訴訟の原則及び日本法第3条の規定に即し製品事故が生じた場合には、被害者がまず「製品の欠陥」、「損害の発生」、「欠陥と損害との因果関係」等の要件を立証すべきであること言うまでもない。

問題となるのは、例えば商品に欠陥があったと主張し立証する際に、被害者がどの程度立証すれば足りるかということである。また実際の訴訟において立証に必要なデータは製造業者側が握っており、アメリカのようなディスカバリー(Discovery・証拠開示制度)<sup>14)</sup>が認められていなければ、商品やサービスに関する専門知識を有しない被害者にとって、欠陥の存在等を立証することは極めて困難である。更に被告である企業が商業機密を理由にして商品やサービスに関わる情報の提出を拒否した場合に、裁判による被害者に対する救済は全く閉ざされることに等しい。

そのため、日本法の立法の際に、「欠陥の存在」、「欠陥と損害との因果関係」、「欠陥の存在時期」等の立証責任について、1975年の「製造物責任法要綱試案」をはじめ、90年代における各立法提案の殆どが推定規定を本法に採用すべきであると主張した<sup>15)</sup>。

その中、「欠陥」の推定規定について各提案の内容が多少に異なるものであるが、一般にその内容は次のようになっている。即ち

製造物を合理的に予期される方法で使用したことによって損害が生じた場合において、その損害がそのような使用によつては通常生ずべき性質のものでないとき、その製造物に欠陥があったものと推定す

ること。

製造物は、同一の生産過程において製造された他の製造物が備えている安全性を備えていないときは、欠陥があると推定すること（「1990年私法学会報告者グループ」が提出した『製造物責任立法への提案』の第5条による）。

次に「欠陥の存在時期」については、製品事故の被害者にとっては、製品の引き渡し時における欠陥はその証拠を有しないのが実情であり、立証が困難である。また、比較的容易に立証することができるのは事故発生時の欠陥であるとの考えのもとで、各提案が次のような推定規定を主張した。即ち「被害者が製品事故の発生時に製品の欠陥があったこと」を証明した場合は、製造業者としては、「製品を引き渡したときに欠陥が存在しなかったこと」、又は「その欠陥は製品が流通に置かれた後に生じた蓋然性があること」を証明しなければ、製造物責任を負うこととされる（「1990年私法学会報告者グループ」が提出した『製造物責任立法への提案』の8条2号による）。

また、「欠陥と損害との因果関係」の推定規定について、「製造物に欠陥が存在する場合において、その欠陥によって生じ得べき損害と同一の損害が発生したときは、その損害は、その製造物の欠陥によって生じたものと推定する」という主張があった（製造物責任研究会の「要綱試案」6条による）。

しかし、立法当局が次のような理由に基づいてこれらの主張を採用しなかった。即ち、一般の不法行為においては、権利の根拠にかかわる要件事実について法律上の推定は行われていない。製造物責任法にお

いては法律上の推定を行うとすれば不法行為全体の体系のバランスが取れなくなる可能性があること。

製品の欠陥に基づき被害の発生や被害の性質は様々な態様があるため、制度上同じ要件のもとで製造業者に証明責任を転換して、欠陥や因果関係の存否が不明であった場合の不利益を製造業者に被らせることは妥当ではないこと。

推定を行うために被害者が証明すべき事実が、極めて抽象的、主観的なものの場合、このような抽象的な事実を前提事実として法律上の推定を行うことは即存の法律には例が見られないこと。

因果関係の推定については推定規定を採用する場合、因果関係の可能性が全くない場合にまで製造業者が責任を課される可能性があり、製造業者の反証が極めて困難になること。

推定規定が本法に採用されると、欠陥の存在や欠陥と損害との因果関係の証明について、法律上の推定を行うことにより、被害者の立証負担を軽減するという機能を越えて、本来責任がないところに責任を作り出すおそれがあることが理由とされている。

その代わりとして日本の立法当局が次のような見解を示した。即ち、「法律上の問題として被害者がこれを証明するこれまでの原則を維持しつつ、裁判上事案に応じて事実上の推定を活用すべきであり、更に国や都道府県の検査機関及び試験研究機関、民間の検査研究施設等を利用し、又は大学の協力を得るなどして、被害者ができるだけ容易に欠陥の存在や因果関係を証明できるような製品事故原因究明機関である体制作

りをすることにより、被害者の負担を軽減する方策をとるべきである」(「国生審最終報告」『NBL』No.535:44 73頁)。

PL法不在時、実務上において事実上の推定を活用し判断が下した裁判例がないわけではなかった。例えば「スモン病事件」の福岡判決<sup>16)</sup>では次のように示されている。即ち「自ら業として製造、輸入又は販売した欠陥薬品の服用によって消費者の生命・身体に副作用被害を及ぼしたことで、当該医薬品業者の過失が事実上強く推定され、副作用が現れ出したことは医薬品業者に『厳格な注意義務』が要求されることとなる。また、その副作用が開発当時発見できなかったというのであれば、業者の方で当時の世界的科学技術の水準から見てそれが不可能であったことを立証できない限り、この推定は覆らない」と示した。

また、日本PL訴訟のリーディング・ケースと見られる「松下テレビ発火事件訴訟判決」<sup>17)</sup>においても、「PLの追及に当たっては、原告は欠陥、損害、両者間の因果関係、製品の利用方法が合理的な利用の範囲であったこと、及びPL法不在の現状ではメーカーの過失等五つの立証する必要がある。しかしながら、このうち欠陥に関しては、もし製品の利用時に欠陥があったことが立証されれば、出荷時からそれが存在したことの蓋然性が高く、また欠陥製品が出荷されたとすれば、そこに何らかの注意義務違反が推認される。従って利用時における欠陥が立証されれば、メーカーの過失が推認されることになる」と判示した。

こうした事実上の推定がPL法不在の裁判例にも活用されたことから、法律上の推定規定が設けられなくとも、被害者の救済を

妨げることはないのではないと思われる。しかし上記の松下テレビ判決が現れる前までに、事実上の推定は医薬品や食品等の大量被害が生じたPL訴訟に限られており、自動車や家電製品等のPL事故に関しての訴訟に用いられていなかった<sup>18)</sup>。

また松下テレビ判決という電気製品関連の画期的裁判例でも、事実上の推定が用いられたからといって、それは必ずしもこれからのあらゆるPL訴訟に事実上の推定が一般化に用いられていくとは、断言できないであろう<sup>19)</sup>。更に事実上の推定過程では、被害者の立証は製造者の反証により、真偽不明の状態に持ち込まれれば、事実上の推定が積極的に活用されなくなり、救済の面では不十分なことも考えられる。

台湾法の場合も立証責任は明文化されていない。よって民事訴訟の原則によって製品欠陥等の立証責任を被害者に負わせるものと解すべきである<sup>20)</sup>。

学説上は、台湾法はドイツ法や日本法を参考にしているとされる。まず、欠陥の立証については例えば台湾法の施行細則第5条2項の「商品またはサービスの表示、説明」は客観的な事実であるため、商品やサービスの表示や説明が不十分なために欠陥があった場合、これを被害者が立証することは、それほど困難ではない。また被告である製造業者が表示や説明が十分であったと主張した際、その立証責任を製造業者に負わせることになる。

次に、同項の「商品またはサービスの合理的に期待される使用や受容」については、商品やサービスの表示や説明により合理的に使用また受入したにもかかわらず、消費者又は使用者がそれにより損害が生じたこ

とのみを立証しえれば、その商品やサービスに欠陥があったと推定することによって、被害者に負わされる立証責任を有効に軽減しえるであろう。

また被害者は損害発生時の欠陥を証明すれば、事実上の推定によって、損害発生時の欠陥が流通開始時の欠陥とみなされ、その欠陥により生じうべき、或いは通常生じうる損害と同一の損害が発生した場合、欠陥と損害との間に因果関係があると推定される（朱1999：158 168）。

被害者の立証責任を軽減するため、台湾でも事実上の推定を導入すべきであるという主張がなされた。しかし、前述したように事実上の推定による立証責任の軽減は限界があるのみならず、事故原因究明機関等の整備が未だに不十分な台湾の現状に鑑みて、それがどれほど効果があるかは疑われざるをえない。

## 2・3 免責事由

日本法第4条は以下のとおりに規定している。「前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない、

一、当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学または技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと（完成品の製造者）。

二、当該製造物が他の製造物の部品または原材料として私用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと（部品・原材料の製造者）」

以下、完成品の製造者と部品・原材料の製造者に分けて検討していこう。

### （1）完成品の製造者

日本法の場合、立法の際に各提案のなか、この開発危険を採用すべきではないという旨の提案が極めて多い<sup>21)</sup>。各提案が示した危惧については次のようにまとめられよう。

EC指令で開発危険の抗弁の採否が加盟国の選択に委ねられ<sup>22)</sup>、その採用が義務付けられておらず、日本もそれを採用しなくても差し支えないこと。

開発危険の抗弁を製造物に認めると、欠陥の認識可能性という予見可能性と類似の事情が製造物に入れられ、無過失の抗弁と同様になるおそれがあること。

開発抗弁の判断基準である水準について、どの程度の水準であるのが問題になり、その水準の設定により、過失責任に類似していくおそれがあること。

そもそも開発危険の抗弁が最も必要とされると考えられる医薬品については、高度の注意義務に基づく予見可能性が判例上認められることが多く、この抗弁の安易な認容は、従来の救済水準の切り下げにつながる恐れがあるといえること（松本1994：86）。

しかし日本の立法当局はそれらの立法提案を採用せずに開発危険の抗弁を本法に取り入れることとした。開発危険の責任を認めるとするならば、訴訟上における争点が余計に生ずるようになり、製造業者の研究、開発及び技術革新を阻害する恐れもあるとし、技術革新の停滞などによる不利益が消費者にも及び可能性が残るため、製造業者に対する「免責事由」を取り入れたのであ

る。これは次のような政策的な配慮に基づくと考えられる。

発見不可能の危険についてまで製造業者に責任を認めるとするならば、研究・開発及び技術革新の阻害の可能性がある、それによる不利益が消費者にも及ぶ可能性があること。

欠陥の認定は様々な要素を総合的に考慮してなされており、抗弁が規定されていないことをもって直ちに抗弁が認められないということにはならないと考えられること。

開発抗弁を認めたとしても、過失責任により、責任を追求される可能性があること。

開発危険を抗弁として明示することにより、高度な科学技術や知識の予見可能性に関する証明責任が製造業者に帰することが明らかになり、審理の迅速化に資することと考えられること（国生審最終報告による）。

台湾法の場合、施行細則第5条第1項において「…但し、その商品またはサービスが当時点の科学技術や専門水準に一致している者は、この限りではない」、また施行細則第5条第3項において「商品またはサービスはその後よりよい商品またはサービスが流通に置かれたという理由だけで、安全または衛生上の危険があるとはされない」と規定している。上記の二項を併せてみると、本法のこの規定はEC指令における開発危険の抗弁と同様に思われる。従って台湾法も基本的に企業経営者の開発危険責任を否定していると考えられる（郭麗珍：1995）。

このように台湾法や日本法上、製造業者の開発危険責任を否定することについて、

一見すると消費者保護より産業保護を優先するかのように見えるが、政府にとっては産業発展をめぐる政策的な配慮を法典に取り入れることはごく普通かつ必要なことである。法律上、消費者保護のみに偏りすぎると、企業が新製品を開発する意欲を妨げるのみならず、その開発リスクを商品価格等に転嫁することによって最終的に消費者保護にも悪影響をもたらされる恐れがある。そのため免責事由の組み入れについては肯定し得ると考えられる。

## （2）部品・原材料の製造者

部品・原材料がPL法の「製造物」に当たる場合には、その製造業者が製造物責任を負うことは理論的に当然であることは前述した。中小企業の多い日本における製造業の実態や部品・原材料等の製造業者の実態に鑑み、それらの製造業者の資力が完成品の製造業者より乏しいことから、政策的な考慮に基づき部品・原材料等の製造業者の責任につき免責事由が設けられたわけである（升田純：1997）。要するに部品等の欠陥が専ら完成品の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、過失がないことである、という比較的厳格な要件が本法に盛り込まれるに至ったのである。

しかしながら、部品・原材料等の製造業者がPLを問われるのは、欠陥のある部品等を特定することが出来る場合に限られるものである。そのような特定は、完成品の製造業者には容易にできるものの、被害者にとっては困難である。また部品等の製造業者の資力が完成品製造業者より乏しいことから、実際にその部品等の製造業者に免責事由を与える根拠がなく、実際上の必要性



もないという指摘がある（升田1997：912 - 915）。

台湾法の場合は、欧米法のように部品等の製造業者はPLの責任主体とされておらず、また日本法のように免責事由を部品等の製造業者に与えるものとされていない。

まず、部品等の製造業者は台湾法の責任主体であるかに関しては、台湾法第7条第1項には「商品の設計、生産、製造やサービスの提供に従事する企業経営者は、その商品やサービスの安全上または衛生上の危険が無いことを確保すべきである」とし、同法第7条第3項には「企業経営者が本条前2項の規定に違反し、消費者または第三者に損害を与えた場合、企業経営者は共同連帯責任を負うこと」とされている。但し、「企業経営者が自分の無過失を証明した場合はその賠償責任を軽減する」と規定しており、また、施行細則第4条に「本法第7条のいう『商品』とは取引目的物である動産または不動産をいい、最終完成品、部品、原料等を含む」とされている。これらの条文に即して、部品等の製造業者が台湾法の責任主体であると解すべきである。

要するに、ここで仮に部品等の製造業者は完成品の製造業者との間に「縦連携関係」

である場合、台湾の判例や学説における「組織体責任」により、製造物責任を負うべき者は完成品の製造業者のみにとどまる、また「横連携関係」である場合は、本法第7条の対象となりかねない、という見解がある（朱1999：149）。

次にこれらの部品等の製造業者に免責を与えられるかに関しては、上述の「縦連携関係」である場合には部品等の製造業者が独立的製造業者としての性格は既に失って

いる。よって契約関係に基づいて完成品の製造業者との法律上責任を論じることにとどまることになり、従って部品等の製造業者に製品事故の被害者に対して免責事由を主張する根拠があるとはいえない。

「横連携関係」である場合は部品等の製造業者が実際に独立的製造業者となっており、従って台湾法第7条により、完成品の製造業者と共に製造物責任の共同連帯責任を負うこととされる。但し、その部品との製造物の欠陥は、完成品の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じた場合は、部品等の製造業者は完成品の製造業者に免責事由を主張・立証することが認められると解すべきであろう（朱1999：69，149 - 159）。以上、日本と台湾のPL法を検討したことから、次の表1のように両方の相違点が明らかになった。

## 主要な相違点と今後の課題

### 3・1 主要な相違点

以上見てきたように、台湾の消保法におけるPL規範と日本のPL法との相違点を検討してきた。その結果、以下の五点が明らかになった。

#### (1) PL法の成立と目的

日本のPL法理は当初アメリカの影響が強かったため、アメリカのような「訴訟社会」や「製造物責任危機」<sup>23)</sup>を招くおそれがあると懸念されていた。よって、立法化段階においては、被害者と製造者間の危険の公平な分配および、製造者と消費者の保護のバランスを図ることが可能なEC指令のほうがアメリカの製造物規範より「穏当性」が高く、日本法の制定の参考となった<sup>24)</sup>。

これに対して、台湾法の場合には、その

台湾PL法の問題点と今後の課題

	日 本 法	台 湾 法
製造物の範囲	製造物 加工農林水産物 輸血用血液製剤 ワクチン	製造物（動産・不動産） 部品・原材料 中古品 サービス 農林水産物 （加工、未加工双方を含む） 輸血用血液製剤 ワクチン 電気などのエネルギー ソフトウェア
欠陥の定義	製造物が通常有すべき安全性を欠いている	通常合理的に期待される安全性を欠いている
欠陥の種類	設計上の欠陥 製造上の欠陥 指示・警告上の欠陥	設計上の欠陥 製造上の欠陥 指示・警告上の欠陥
欠陥の判断基準	標準脱逸基準 消費者期待基準 危険効用基準	標準脱逸基準 消費者期待基準 危険効用基準
欠陥の判断要素	製造物の特性 通常予見される使用形態 製造業者等は製造物を引き渡した時期 他の当該製造物に係る事情を考慮	商品またはサービスの表示、説明 商品またはサービスの合理的に期待される用途や受容 商品またはサービスの流通に置かれた時期
因果関係の立証	規定無し	規定無し
免責事由	完成品の製造者 部品・原材料の製造者	完成品の製造者

（表1、筆者作成）

制定については欧米の法を継受し、それに「独自創見」<sup>25)</sup>（独自に創出された見解）を加え制定された。

かつて均衡状態にあった製造者と消費者との力関係が、大量生産・消費時代の到来によって崩れるようになってきた。これに伴い弱者になった消費者を保護するためのPL規範が必要となってきた。こうした潮流が世界各国において共通にみられ、台湾においてもそれに応じて消保法が登場した。こうした背景から、同法は存在する価値がある。

また、法の目的については、日本法第1条は、「国民生活の安定向上と国民経済の健

全な発展に寄与すること」を目的とするものである。これに対して、台湾法第1条が「消費者権益の保護、国民消費生活の促進、国民消費生活の品質の向上」のみを目的とする。よって、消費者権利のみを守ることが同法のねらいであり、企業経営者の商品やサービスの品質を向上することや、経済の発展及び社会の安定等については同法の目的外であるかのように思われる。

## （2）サービス

生産者と消費者の間における法的な利益のバランスを取り、製品事故の被害者を有効に救済するために、世界各国におけるPL規範は殆ど独立法典の形になっている。し

かし台湾法は、僅か四か条の条文で多様な製品や製品事故を一律に規制し、更に日本法と異なり、「大胆」(林1996：前文)にサービスをも同法の対象としている。

この点については問題が多い。まずは、企業経営者に重い責任を課す結果となり、その負担が商品価格に転換させられる恐れがあると考えられる。次に立法の際にサービスを組み入れた理由が不明であり、サービスに関する定義等の規定がなされていない。従ってすべてのサービス業者を本法に収めるとすることは妥当か、仮に本法に排除されるべきサービス業者があるとすれば、その排除基準が何か、という点も決着が付いていない。補充規定たる施行細則においても、それに関する解釈がなされていない。

#### (3) 未加工農林水産物

製造物の範囲について、日本法の場合には、未加工農林水産物を製造物の範囲から排除している。それに対して、台湾法の場合には、加工・未加工を問わず両方とも対象としている。こうなると経済力の弱い業者が大変な窮地に陥る現象がみられ、国内の農業政策上、後継者育成等の問題が深刻なってくると考えられる。

#### (4) 「欠陥」をめぐる定義、判断基準や立証問題

PL要件とされる「欠陥」については、台湾法においてその定義や判断基準等が明確に規定されておらず、同法の施行後から、補充規定として施行細則が制定された<sup>26)</sup>。ただし、消費者の権利・義務に関するこうした重要な責任要件を、単なる行政命令である施行細則で規範することは妥当ではないという指摘がある(劉1996：130 - 131)。

欠陥や因果関係等の立証問題について、

前述のように日本法には欠陥等の推定規定を取り入れない代わりに、事案に応じて事実上の推定の活用が期待されると立法当局が明示した。

これに対して台湾の場合は、立証責任に関して何の規定も同法になされておらず、今後PLに適用するには必要な裁判外原因究明機関の整備等の配慮についても不明であった。

#### (5) 部品・原材料等の製造業者

台湾法上、製造物とは最終完成品のみならず、部品、原料等も含まれる。そのため、部品・原材料等の製造者が完成品の製造者との区別はなされておらず、一律に製造物責任を負わせるになっている。しかし中小企業が極めて多数である台湾の実情に鑑み、それが果たして適当であるか否かについても十分検討すべきところであろう。

### 3・2 今後の課題

以下、前述した点に基づき、今後の課題を指摘して本稿の結論に代えたい。

#### (1) 第一次産業の免責抗弁

台湾法では、未加工農水産物の業者も責任主体となっている。これが消費者に対する保護や救済を図るためのものであることは明らかである。しかし、それらの業者に高度の管理責任を課すことは経済性、合理性や公平性等の観点から、再検討が必要ではなからうか。たとえば、野菜に農薬が残留した場合、一般に農薬業者は、その農薬に関する安全性を管理する能力が備えているが、その農薬を使う野菜の生産業者にも、農薬に関する危険性や安全性の管理力を要することは酷であろう。

従って、消費者保護の発想に基づいて当

該業者に対するPLを課する必要があるとしても、台湾法のように無差別的に当該業者に無過失責任を課することはやりすぎである。日本における学説のように「農産物、自然産物を製造物に含めることとした上で、小規模農業者や小規模漁業者に製品安全性のチェック能力の有無を基礎とした免責の抗弁権を与えること」(加藤1994:150)とすれば、第一次産業者の責任が緩和できて適当であろう。

#### (2)「サービス」の定義及び範囲の明確化

サービスについて、前述のように従来民法による規制は限界があり、消費者に過度の負担を強いることになるため、サービスも台湾法の対象になった。故にこの点では台湾法の方が望ましいと思われる。

しかし、実際の運用においては、金融、流通、運送、教育、医療、技術の提供など、あらゆるサービス業者にPL責任を負わせるのは困難で不当である。というのは、サービス業者に無差別にPLを課すことは、消費者としては、法律上の権利が主張できて保護が強化されるのであるが、サービス業者にとっては、それによって過度の負担を強いられた結果、消費価額の引上げや企業の倒産等を招くことになるのみならず、こうした影響を消費者までもたらすことになりかねないからである。こうなると、本来消費者保護の目的を損なうことになる。

従って台湾法上のサービスについて、まずその定義を明確化にし、サービス業種に応じて適用除外基準を設けるべきであろう。これによって法律上の安定性及び予見可能性が期待できる。

#### (3)「欠陥」等の推定規定

PL法のもとでは、企業の過失についての

立証責任を要しないが、「損害」・「欠陥」・「損害と欠陥との因果関係」等の立証責任は依然として被害者に負わなければならない。

しかし、被害者がどれほど立証すれば足りるか、また欠陥が製造物の生産過程において、どの箇所に、どのようなメカニズムによって生じたか、ということまでを被害者が主張・立証すべきものであれば、従来の過失責任における立証負担とは、それほど変わらない。

なお、裁判上の事案に応じて事実上の推定の柔軟な活用によって、部分的に被告に証明負担を負わせることが期待されるが、しかし前述のように事実上の推定は、被告の反証により積極的に活用されなくなることもあり、実際に活用してくれるかどうかは、個々の裁判官により異なる結果が出ることがあるために、被害者への救済の面では、十分であるとは言えない。

従って、被害者の立証負担を有効に緩和するために、台湾法においても、日本法の成立過程で各立法提案が主張したように欠陥等の推定規定を置くべきであると思われる。

#### (4) 部品・原材料製造者の免責事由

台湾法において、「商品」とは最終製造物、未完成品、原料及び部品などのことを指すため、部品製造業者は最終製造物の製造者と同じくPLの無過失責任を負わされることになっている。しかし、製造物に欠陥があり、その欠陥が生じた原因が部品にあったとしても、直ちに部品製造業者にPL責任を課すのも不公平になる。よって、ここで、日本法に第4条2号の「設計指示の免責事由」規定にならうべきではないかと考えら

れる、即ち、部品製造業者が製造した部品に欠陥が生じた場合、それは「専ら」他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じたことであり、しかも「その欠陥が生じたことにつき、過失がないこと」であれば、その抗弁は認められ、免責事由とすべきではないかと考えられる。

#### (5) 民事訴訟法上及び事故原因究明機関等の整備

日本においては民事訴訟法の改正により、「文書提出義務」、「当事者照会制度」、「少額訴訟制度」、「選定当事者制度」<sup>27)</sup>などの訴訟手続体制が整備・充実され、国、地方自治体及び民間における「事故原因究明機関」<sup>28)</sup>などの組織も整備されてきた。このように日本のPL法を取り巻く周辺制度も発展途上にあり、それらの事故原因究明機関がその中立性、公平性の面において果たして機能しえるか否かについて疑問を投げられている(山口1996:57)。とはいえ、これらの機関の設立や法制の改正により被害者の欠陥や因果関係等の挙証に大いに役立つことは否定できないであろう。

それに対して台湾において消保法の施行後、行政院に属する「消費者保護委員会」による宣伝作業がなされた。だが、PLに関連する中央や地方自治体における各部局が民間や産業界へのPL知識の宣伝、事故原因究明機関の整備に対する協力や提携の強化などがなされていないように思われる(黄1997)。よって、台湾も日本におけるそうした変革を参考にしPLの周辺制度を素早く整備していく必要がある。

#### 注

- 1) 例えば、50年代後半の森永ヒ素ミルク中毒事件、スモン病事件や60年代のカネミ油症事件等が挙げられる。その頃、大規模被害のPL訴訟が数多く訴訟繫属中であつたので、日本社会ではPLへの関心が高まった。1975年、我妻栄博士を中心とする製造物責任研究会が「製造物責任法要綱試案」を発表したが、後、その関心が急速に希薄化となり、具体的な立法提案は長く絶えていた。90年代に入ってから、PLについての議論が再び盛んになり、後に述べるようにPL立法運動に携わる研究者や弁護士等からの提案が相次いで発表された(注6参照)。なお、上記それらのPL事件についての詳細は小林(1998b:116以降)または加藤(1994:85以降)を参照。
- 2) この事件は被害者が数千人にものぼつたという歴史的な公害事件である。被害者が適切な救済や補償を得られなかったため、身体的または心理的な損害を受けた。1980年5月頃、食油や偽酒アルコール中毒事件、1984年間、S95(銘柄)ドライミルク工業用化学物質混入事件、有毒玉蜀黍事件等の消費者被害事件が相次いで発生した。これを契機に「台北市国際青商会」が「消費者保護運動」を提唱し、後に「中華民國消費者文教基金会」が成立され、台湾の消費者運動も新たな段階に至つたのである。(尤:1997)(林:1986)。
- 3) 1983年に台湾中央政府・行政院(内閣に相当)が「消費者保護法草案」を起草し立法化を進めようとしたが、結局1987年に、それを先送りし同草案の一部を「消費者保護方案」として実施をすることとなった。しかしこの法案は単に行政措置に過ぎず法律的束縛力はないため、消費者保護問題の解決に不十分であると指摘し、これを立法化しようとする各消費者団体の声が高まっていった。この圧力によって行政院が外国立法例を参照しつつ、

## 台湾PL法の問題点と今後の課題

改めて「消費者保護法」を起草し立法化を進めた。草案は1988年に立法院（国会に相当）で審議が行われるに至った。そのうち1988年5月に民間組織である「財団法人消費者文教基金会」によって作成した「消費者保護法草案」が立法委員（国会議員）を通して立法院（国会に相当）に提出された。こうして政府版草案と民間版草案がともに立法院に提出されたのである。両草案は立法院で合併審査され、ついに1994年1月11日に可決・成立となり、同日総統府から公布、1月13日に正式に施行されることとなった。

- 4) 「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について」、(国民生活審議会消費者政策部会報告・平成5年12月)、『NBL』535:44 73頁、以下同。
- 5) 血液製剤は病気の治療、手術の際に行われる輸血に使用されるものであり、現在に行われている輸血は、血液の全成分が必要であることは殆どなく、治療に必要な血液成分だけに依りて輸血することが一般化している。それらの製剤は区分として全血製剤、血液成分製剤、血漿分画製剤等に分けられており、現在日本赤十字社が独占的に採血・供給の業務を担当している(升田1997:263-264)。
- 6) 製造物責任の立法提案につき、加藤(1994)によれば1975年製造物責任研究会が「製造物責任法要綱試案」を発表して以来、具体的な提案は長く絶えていたが、90年代に入ってから、各界による提案が相次いで発表された。その提出時間及び提出者が次の通りである。

1990年2月公明党「製造物責任法案要綱」

1990年4月日本私法学会「製造物責任立法への提案」

1990年12月日本社会党「製造物責任法案要綱」

1991年1月東京弁護士会「製造物責任法試案」

1991年3月日本弁護士連合会「製造物責任法要綱」

1991年10月日本社会党「製造物責任法制定に関する大綱」(上述 試案を一部修正)

1992年5月公明党「製造物の欠陥による損害に関する法律案」(上述 試案を一部修正、法案として衆議院に提出)

1992年6月日本社会党「製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律(案)」

(上述3、6試案を更に修正し、法案として参議院に提出。)

1993年4月PL立法研究会「立法提案・製造物責任法」

1994年4月日本共産党「製造物責任法(案)」

これらの立法提案の中で、不動産を製造物責任の対象とすべきであると主張したのは製造物責任研究会の「製造物責任法要綱試案」(2案1項)、東京弁護士会の「製造物責任法試案」(2条1号)、日本弁護士連合会の「製造物責任法要綱」(2条1号)、PL立法研究会の「立法提案・製造物責任法」(2条1号)等がある。(加藤1994:40、922-949)(升田1997:224)

- 7) 瑕疵担保責任は土地工作責任とともに民法上の無過失責任であり、製品事故の被害者がこれに基づいて製造業者の責任を追及する際、立証責任を軽減しえるが、しかし、土地工作物責任においては、上記述べたように適用の対象に限界がある。瑕疵担保責任においては、契約関係の存在を要件とするため、製造者との間に契約関係を有しない第三者等の被害者がこの法理により製造者の責任を追及することができないばかりではなく、物の瑕疵から生じた拡大損害は瑕疵担保責任の損害賠償の対象にならない。従って、従来民法におけるこれらの法理ではPL事故に対応できなくなった。

- 8) 台湾刑法第323条に「電力その他のエネルギーまたは電磁記録等、本章に関する罪においてそれらを動産とみなす。」と規定している。(訳者は筆者)

- 9) 2001年3月28日に行われた大阪消費者契約法シン

ボジウム・パネルディスカッションにおける鍋嶋氏の発言から引用。

- 10) EC指令とは1985年にEC閣僚理事会が採択した「欠陥製造物についての責任に関わる加盟国の法律、規則及び行政規定の均一化に関する1985年7月25日付けEC閣僚理事会指令」とのことを言う。この指令の目的は製造物の領域において加盟国(当時12カ国)の法律を統一することである。なお、この指令を採択した直接のきっかけは、多国間で被害が生じ、各国の製造物責任法制の差異によるひずみが顕在化した1960年初めのサリドマイド事件や1973年のトルコ航空事件であった。こうした事件を契機に、PLについて各国の差異があると域内の競争条件が不公平になり、商品の取引の流通が阻害され、消費者保護の程度が異なってくるおそれがあったためにこの指令が成立した。その後、EC各国や域外諸国において、そのEC指令の影響を受け、立法化が進んでいった。日本のPL立法化運動にも大きな影響を与えることになった(加藤:1994)(朱1999:96-98)。
- 11) EC指令六条第一項に「製品の表示」、「製品の合理的に期待されうる使用」、「製品が流通に置かれた時期」という三つの事情を考慮し、人が当然に期待する安全性を備えない場合、欠陥があるとする(山口1995:250)。
- 12) 加藤(1993a:40)によれば、「一般的に、設計上の欠陥は大量的の欠陥商品を生み出し、製造管理上の欠陥は個別的な欠陥商品を生み出すとイメージされるが、裁判例を見てみると、設計上の欠陥であっても製造管理上の欠陥であっても、大量被害を起こすにとどまるものと個別被害を起こすにとどまるものとの双方があることが分かる。このように考えると、設計上の欠陥と製造管理上の欠陥とを区別する実益はあまりなく、これらはともに商品の物理的構造的欠陥を問題とするものとして、説明警告上の欠陥と対置されるのが自然で

ある。従って欠陥類型を「商品の物理的構造的欠陥」、「説明警告上の欠陥」、「開発危険」の三つの類型に分類して考える方が適当である、という指摘がある。

- 13) 1998年アメリカ法律協会に承認され、公表された「第3次不法行為法リステイメント」では欠陥の類型化を行った上、欠陥の類型ごとに欠陥の判断基準も明確化させた。即ち製造上の欠陥についての判断基準は「標準脱逸基準」のままになっているが、設計上の欠陥と指示・警告上の欠陥についての判断基準は「消費者期待基準」を取らずに「危険効用衡量基準」を採用した。(秋山2000:22-55)
- 14) アメリカの訴訟手続においては、訴えを提起することから陪審裁判に至るまでにディスカバリーという証拠収集方法が行われる。簡単にいえば、PL訴訟において被害者が加害者にある証拠の提出を要求することが出来るという。(林田1995:39-40)
- 15) これに対して、PL立法研究会が日本法に実体的推定規定をおくことはせず、手続的推定規定をおくべきであると主張した。即ち、「証拠提出が命ぜられたにもかかわらず、提出を求められた者がその証拠を提出せず、又は不十分な証拠しか提出しなかったと裁判所が認めた時は、欠陥又は因果関係があるものと推定する」とする。(加藤1993b:39)
- 16) 福岡地裁1978年11月14日、判例時報910号33頁、判例タイムズ376号58頁。
- 17) 大阪地裁1994年3月29日、判例時報1493号29頁、判例タイムズ842号69頁。
- 18) とりわけ車のような製品事故において、山口正久教授の統計によれば、1971年から2001年にかけて提起された欠陥車に係わるPL訴訟の裁判例が38件あった。そのうち製造業者の責任が認められたのは、わずか2件に過ぎなかった。(しかも、その

## 台湾PL法の問題点と今後の課題

うちの一件は車自身の欠陥ではなく、自動車用のフロントカバーにかかわる事件であった（この二件の判例の詳細は、最高裁判例1978年7月25日、判例タイムズ368号201頁以下・判例時報909号45頁以降。また仙台地裁2001年4月26日、判例時報1754号138頁以下）。

19) 山口（1995：205）によれば、本件は次のような三点によって原告にとってラッキーなケースであった。即ち テレビの発煙、発火から事務所の焼失に至るまでの一部始終を目撃したものがいた。

本件で対象とされたテレビは製造後八ヶ月の時点で事故が生じた。従って長年に使用した時点で事故が発生した場合と比べて、製品の「合理的な利用の範囲内」という要件が満たされやすかった。

本件の対象とされたテレビはその使用に当たって何の格別の知識や専門技術、資格等も必要としない種類の製品であった。仮に自動車や産業用機械のような、操作が少し複雑であり、その使用になんかの特別の知識や技能、資格等を必要とする製品であれば、原告の請求が退けられていた可能性が大いに考えられる。

20) 台湾の民事訴訟法第277条で「訴訟当事者が自己に有利な事実を主張する際に、その事実について立証責任を負うべきである」と規定している。

21) PL立法研究会の「立法提案・製造物責任法」を除き、いずれの試案でも「開発危険の抗弁」を認めていない。開発危険の抗弁とは製造物を流通においた時点の科学知識及び技術水準では、製造物の欠陥の存在を明らかにすることが不可能であった場合、製造業者を免責とすることをいう。このような規定から日本の各提案は製造者側に厳しい内容となっていると考えられる。

22) EC指令の場合は、原則としてこの抗弁を認めているが、その指令に従うか否かは加盟国に判断に委ねられることとしている。加盟国の中に開発危険の抗弁を認めない国は、フィンランド、ルクセ

ンブルク、（フランスの状況は未確定）である（加藤1999：194）。

23) アメリカ連邦裁判所に対する製造物責任訴訟の提起数は1974年の1579件から1988年には1万7140件にまで増加し、14年間に約10.9倍に増えている。しかし連邦裁判所では大半の不法行為訴訟は州裁判所によって処理され、連邦裁判所は前不法行為訴訟の約5%しか処理されていないことから推定すると、毎年アメリカ全土で提起される製造物責任訴訟数が十数万から数十万件にのぼると思われる。賠償金額につき、原告勝訴の判決において百万ドル以上の金額が支払われた訴訟がよくみられる。このようにPL訴訟が多数なされたことにより、保険会社が多額の保険料を支払いを余儀なくされ、ついにPL保険の引受けを拒むようになったという（小林・吉野 1993：26～27）。

24) この点について加藤雅信教授が次のような見解を示した。即ち、「もちろん、EC指令の内容の中で優れたものがある場合に、それに習うことに躊躇すべきではあるまい。しかしながら、EC指令のなかには、優れた点も存在すると同時に、優れているとはいえない点、又、わが国の実情にそぐわない点もかなり存在している。そのような状況の中で、単に世界に向けてわが国が無過失責任立法を持っているとのつじつま合わせをするためだけに、基本的にはほぼEC指令にならった立法を試みるのでは、社会の実態にそぐわないし、立法としてもあまりにも芸がないように思われる」（加藤1993c：40～41）。

25) この「独自創見」という言葉は、1995年6月台湾行政院消費者保護委員会が主催した「消費者法問題検討会」において、当時行政院消費者保護委員会の委員長であった徐立德氏のスピーチの内容から引用。

26) 台湾の消保法は1994年1月11日に公布、同月13日に施行し始めた。同法の63条により当該法の施



行細則が行政院により定めるべきであることから、施行細則は1994年11月2日公布し、4日から施行し始めた。同施行細則は全部43か条で形成され、消費者保護法における疑義や不足を解釈、補充することを目的とされる行政命令である。

- 27) 日本において1996年に国会で民事訴訟法が全面改正され、1998年1月1日から施行されている。その改正のポイントのうち、特に製造物責任法に関わる項目として「選定当事者制度」(第30条)、「当事者照会制度」(第163条)、「文書提出義務」(第220条、222条、223条)、「少額訴訟制度」(第368条)等が取上げられる。
- 28) 衆議院の商工委員会の裁決では「製造物責任法案に対する附帯決議」3、4条において「被害者の立証負担の軽減を図るため、国、地方自治体等の検査分析機関及び公平かつ中立的である民間の各種検査・調査・研究機関の体制の整備に努めるとともに、相互の連携の強化により多様な事故に対する原因究明機能を充実強化すること」、また「裁判によらない迅速公正な被害救済システムの有効性に鑑み、裁判外の紛争処理体制を充実強化すること」について適切な措置を講ずべきとされた(経済企画庁国民生活局・消費者行政第一課編1994:143)。

## 参考文献(著者名の50音順)

- 秋山直. 2000. 『製造物責任論』東銀座出版社
- 郭麗珍. 1995. 「論産品責任中之産品安全問題: 民法債編通則修正草案第一九一條之一及消費者保護法施行細則相關規定之研究」(上) 『中興法學』39: 126 - 148
- 加藤雅信. 1993: a. 「立法提案・製造物責任法(5)」 『NBL』523: 35 - 41
- 加藤雅信. 1993: b. 「立法提案・製造物責任法(6)」 『NBL』524: 33 - 38
- 加藤雅信. 1993: c. 「立法提案・製造物責任法(13)」

『NBL』531: 35 - 41

- 加藤雅信. 1994. 『製造物責任法総覧』商事法務研究会
- 加藤雅信. 1999. 「製造物責任問題の国際的動向」 『NBL』53: 191 - 197
- 川口康裕. 1994. 「製造物責任法の成立について」 『ジュリスト』1051: 45 - 59
- 鎌田薫. 1995. 「欠陥」 『判例タイムズ』862: 51 - 66
- 邱聰智. 1996. 『消費者保護法上商品責任之探討』台湾行政院消費者保護委員会
- 経済企画庁国民生活局・消費者行政第一課(編). 1991. 『製造物責任法の論点』商事法務研究会
- 経済企画庁国民生活局・消費者行政第一課(編). 1994. 『逐条解説製造物責任法』商事法務研究会
- 黄銘傑. 1997. 「日本産品責任法簡介 兼論我国産品責任法制之運用與修正方向」 『法政学報』8: 85 - 106
- 小林秀之. 1993. 『国際製造物責任法』東京海上研究所
- 小林秀之. 1995: a. 『新版製造物責任法・その論点と対策』中央経済社
- 小林秀之. 1995: b. 『製造物責任法』新世社
- 小林秀之. 1996. 『日米製造物責任訴訟対策』中央経済社
- 小林秀之(責任編集) 1998 a 『新製造物責任法大系 海外編』弘文堂
- 小林秀之(責任編集) 1998 b 『新製造物責任法大系 日本編』弘文堂
- 小林秀之・吉野正三郎(監修) 1993 『国際製造物責任法』商事法務研究会
- 馮震宇、姜志俊、謝穎青、姜炳俊(共著) 1995. 『消費者保護法解讀』台湾. 月旦出版社
- 升田純. 1997. 『詳解製造物責任法』商事法務研究会
- 施啓揚. 1987. 『民法總則』台湾. 三民書局
- 朱柏松. 1999. 『消費者保護法論』台湾. 翰蘆圖書出版有限公司

- 竹内昭夫. 1990. 『わが国の製造物責任法』有斐閣
- 内藤篤(訳) 1995. 『アメリカ製造物責任法』木鐸社
- 長瀬二三男. 1999. 『製造物責任法の解説』一橋出版社
- 林田学. 1995. 『PL法新時代』中公新書
- 松本恒雄. 1994. 「製造物の意義と範囲」『ジュリスト』  
特集1051 : 23 - 28
- 松本恒雄. 1996. 「製造物責任法と裁判外紛争処理」  
『NBL』596 : 6 - 11
- 森島昭夫. 1990. 『わが国の製造物責任法 現状と立法論』有斐閣
- 森島昭夫. 1992. 「製造物責任における欠陥概念」『名古屋大学法政論集』142 : 173 - 206
- 中村弘. 1995. 『製造物責任の基礎的研究』同文館
- 山本庸幸. 1996 『注釈製造物責任法』ぎょうせい社
- 山田卓生・加藤雅信(編) 1997 『新・現代損害賠償法講座3 製造物責任・専門家責任』日本評論社
- 山口正久. 1995. 『入門・PL法 読み方とその対応』日科技連
- 山口正久. 1996 「PL法施行一年を振り返って」『標準化と品質管理』49 : 52 - 59
- 尤敏君. 1997. 「淺談我國消費者保護法」『台灣經濟研究月刊』20-9 : 21 - 25
- 林世宗. 1996. 『消費者保護法之商品責任論』台湾師大書苑出版社
- 林益山. 1986. 「消費者保護運動之演進與背景」『中興法商學報』21 : 72 - 80
- 林益山. 1998 『商品責任及保險與消費者保護』台湾六國出版社
- 劉春堂(編) 1998. 『消費者保護法判決函釋彙編第一輯』台湾. 行政院消費者保護委員會

## 参考資料

以下、台湾の消費者保護法および施行細則において、本文に関する条文のみを日本語に訳したものである。

## 消費者保護法

第1條 本法の目的は消費者權益の保護を図り、国民消費生活の安全促進と品質向上に寄与するものである。消費者保護については本法の規定を適用し、本法に規定していないものは他の法律の規定に適用する。

第7條 商品の設計、生産、製造やサービスの提供に従事する企業経営者は、その商品やサービスの安全上または衛生上の危険が無いことを確保すべきである。

商品やサービスは消費者の生命、身体、健康または財産に害する恐れのある場合、警告標示及び緊急処理方法を明確に表示すべきである。

企業経営者は前2項の規定に違反し、消費者または第三者に損害を与えた場合は、連帯賠償責任を負うべきである。但し企業経営者が自分の無過失を証明した場合に裁判所がその賠償責任を軽減する。

第8條 販売業者は取り扱う商品やサービスによる損害に対して、その商品の設計、生産、製造やサービスに従事する企業経営者と共に連帯責任を負うべきである。但し当該販売業者はその損害の防免に対して注意を相当に払ったこと、又は注意を相当に払ったとしても、その損害の発生を防止し得ないこと等、この限りではない。

前項のいう販売業者が、自ら商品を改装・分装した場合、またはサービスの内容を変更した場合、前条の第7条の企業経営者とみなす。

第9條 商品・サービスの輸入業者はその

商品の設計、生産、製造者、またはサービスの提供者とみなされ、本法第七条の企業経営者の責任を負う。

第10条 企業経営者が提供した商品やサービスに消費者の安全や健康に害する恐れのある事実があると認められた場合、直ちにその商品を回収、又はそのサービスの提供を停止すべきである。但し企業経営者が為される必要な処理がその害を除去しえる場合、この限りではない。

商品やサービスに消費者の生命、身体、健康または財産に害する恐れがあるにもかかわらず、警告表示および緊急処理方法が明確な所に為されていない場合は、前項に準用する。

#### 消費者保護法施行細則

第4条 本法第七条のいう「商品」とは取引目的物である動産または不動産をいい最終完成品、部品、原料等を含む。

第5条 商品は市場に置かれ、またはサービスは提供された時点において、通常合理的に期待される安全性を欠いている場合は、本法第七条第一項の謂う「安全または衛生上の危険」に当たる。但し、その商品またはサービスが当時点の科学技術や専門水準に一致しているものはこの限りではない。

次の事情を考慮して、前項にいう通常合理的に期待される安全性を欠いていることを言う。

- 一、商品またはサービスの表示、説明。
- 二、商品またはサービスの合理的に期待される使用や受容。
- 三、商品は流通に置かれ、またはサービスは提供された時期。

商品またはサービスは、その後よりよい商品またはサービスが流通に置かれたという理由のみ、安全または衛生上の危険があるとはされない。

第6条 企業経営者は商品が流通に置かれ、又はサービスが提供された時期に、当該商品又はサービスが当時の科学技術や専門水準に一致することを主張した際に、それについての事実を立証する責任を負うべきである。